

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度 (変更 令和 6 年度)
計画主体	みなべ町

## みなべ町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 みなべ町産業課  
所在地 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地  
電話番号 0739-72-1337  
F A X 番号 0739-72-3893  
メールアドレス sangyo@town.minabe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	みなべ町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹、水稲	1,025 千円 10.64ha
ニホンジカ	果樹	2,186 千円 14.09ha
ニホンザル	果樹、豆類、水稲	1,351 千円 11.44ha
アライグマ	果樹、豆類	97 千円 0.42ha
合計		4,659 千円 36.59ha

(2) 被害の傾向

近年、みなべ町における鳥獣被害は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマを中心として、農作物に被害を与え、令和3年度の被害額は、4,659千円となっている。中でも、ニホンジカについては、主要作物である梅の樹体への食害が多く深刻な問題となっている。

イノシシについては、町内全域で生息が確認され、依然として被害が多い状況である。

ニホンザルについては、住居区域での被害が増えており、深刻な問題となっている。アライグマについては、被害は小さいものの減少傾向にあるとはとれない。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	1,025 千円 10.64ha	950 千円 9.50ha
ニホンジカ	2,186 千円 14.09ha	1,900 千円 12.50ha
ニホンザル	1,351 千円 11.44ha	1,100 千円 10.00ha
アライグマ	97 千円 0.42ha	90 千円 0.35ha
合計		4,040 千円 32.35ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する	みなべ町猟友会への有害捕獲の協力により、狩猟と有害で	野生鳥獣の生息数が増加しているため、猟友会の方々への負担

る取組	<p>の捕獲を推進してきた。</p> <p>有害捕獲については、国県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。</p> <p>また、県事業を活用し、狩猟免許の取得に対する補助を実施している。</p>	<p>が増している。</p> <p>捕獲鳥獣の処分方法が確立されておらず、今後、地域資源としての活用や、焼却施設等の検討が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>県や町による補助金等を利用して防護柵の設置を推進し、令和3年度で延長21,647m、受益面積37.1haの整備を行った。</p> <p>また、煙火によるサルの追い払い活動に対する支援を実施している。</p>	<p>防護柵については、耐用年数の超過による老朽化が進んでおり、全体的な更新が必要な施設が増加してきている。</p> <p>また、未整備園地の中には、傾斜が強い園地があり、整備が困難となっている。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>中山間地域等直接支払事業等により、鳥獣が増えない環境作りに努めた。</p>	<p>依然として若者の担い手不足により、放任果樹の除去が進んでいない。</p>

#### (5) 今後の取組方針

<p>みなべ町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取り組みを総合的に実施する必要がある。</p> <p>防護柵については、県単事業を活用し、事業の周知活動も実施していく必要がある。</p> <p>また、捕獲については、猟友会による捕獲を強化するため、農家自身による捕獲にも乗り出す。狩猟免許の取得補助や狩猟者登録に係る支援補助により、生産農家でも取り組みやすい「わな」等を活用した捕獲を推進する。</p> <p>ICT機器を使い、サル等の捕獲を推進するため、住民や猟友会への理解を得る必要がある。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>○猟友会へ捕獲を依頼しており、今後も既存の体制により捕獲を継続していく。</p>
<p>みなべ町猟友会の捕獲従事者数（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南部分会 （15名）</li> <li>・岩代分会 （16名）</li> <li>・上南部分会 （34名）</li> </ul>

・高城分会	(31名)	合計115名
・清川分会	(19名)	

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会との連携を強化。</li> <li>・鳥獣被害の軽減を図るため、国庫事業や県単事業を活用し効果的に捕獲を行い被害減少を目指す。</li> <li>・狩猟免許取得、狩猟者登録支援補助により、捕獲従事者を確保する。</li> </ul>
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会との連携を強化。</li> <li>・鳥獣被害の軽減を図るため、国庫事業や県単事業を活用し効果的に捕獲を行い被害減少を目指す。</li> <li>・狩猟免許取得、狩猟者登録支援補助により、捕獲従事者を確保する。</li> </ul>
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会との連携を強化。</li> <li>・鳥獣被害の軽減を図るため、国庫事業や県単事業を活用し効果的に捕獲を行い被害減少を目指す。</li> <li>・狩猟免許取得、狩猟者登録支援補助により、捕獲従事者を確保する。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ 近年、捕獲数は豚熱の影響により減少傾向であったが、令和6年度から増加に転じ急激な生息数の回復が見込まれる。また、農地への侵入と農作物への被害の増加が生じていることから、農地周辺に出没する個体を中心に捕獲を増やすことで被害対策を強化し、着実な被害減少を目指す。</li> <li>・ニホンジカ 近年、果樹園への出没が頻繁となり、食害が深刻となっている。捕獲頭数も増加傾向であり、個体数の増加が推察されるため、捕獲を強化し、着実な個体数減少を目指す。</li> <li>・ニホンザル</li> </ul>

近年は人里への出没もみられるようになり、餌場としての定着を防ぐため、追い払い等で人里から遠ざける対策を行い、捕獲により個体数減少を目指す。

・アライグマ

みなべ町では、外来生物法に基づく、特定計画を策定しているが、これまでの目標頭数を超える捕獲が見込まれ、生息数が町内全域で増えている傾向にある。当初の計画では被害防止にかかる目標の達成が難しく、被害の軽減にはさらに捕獲圧を高める必要があるため、捕獲数を増やし、捕獲檻を利用して捕獲を強化する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	捕獲数 700 頭	捕獲数 900 頭	捕獲数 900 頭
ニホンジカ	捕獲数 900 頭	捕獲数 900 頭	捕獲数 900 頭
ニホンザル	捕獲数 100 頭	捕獲数 100 頭	捕獲数 100 頭
アライグマ	捕獲数 120 頭	捕獲数 150 頭	捕獲数 150 頭

捕獲等の取組内容
野生鳥獣の捕獲については、猟友会の協力の下みなべ町全域で、わな猟・銃猟等の有害捕獲による個体数調整に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は大型鳥獣の捕獲に対して有効であり、有害捕獲においては、効率的な手段となるので、ライフル銃を用いた捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし (既に権限委譲済み)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ
ニホンジカ	防獣ネット	防獣ネット	防獣ネット

ニホンザル アライグマ	電気柵 延長 15,000m 受益面積 30ha	電気柵 延長 15,000m 受益面積 30ha	電気柵 延長 15,000m 受益面積 30ha
----------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	侵入防止柵の適 正な設置・管理の 啓発。 山間部におい て、住民による煙 火での追い払いを 実施する。	侵入防止柵の適 正な設置・管理の 啓発。 山間部において、 住民による煙火で の追い払いを実施 する。	侵入防止柵の適 正な設置・管理の 啓発。 山間部において、 住民による煙火で の追い払いを実施 する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

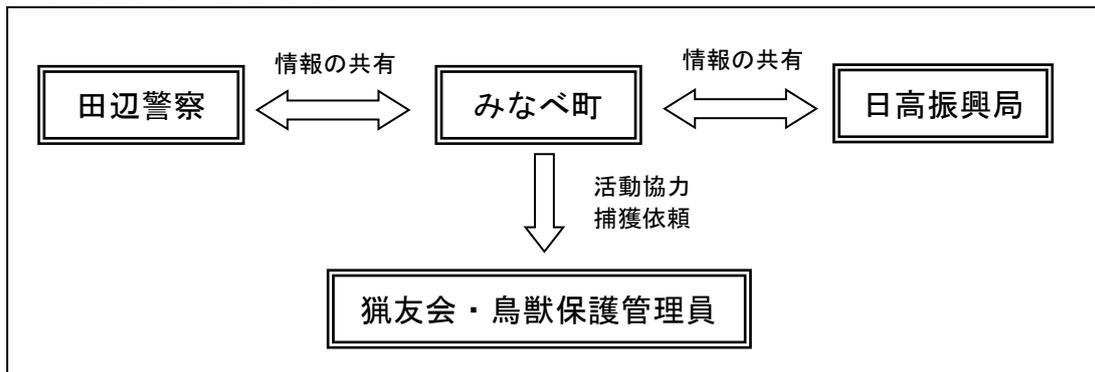
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	放棄地の解消、放任果樹の伐採等の鳥獣の餌 場となる場の除去。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	放棄地の解消、放任果樹の伐採等の鳥獣の餌 場となる場の除去。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	放棄地の解消、放任果樹の伐採等の鳥獣の餌 場となる場の除去。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる  
おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
みなべ町	情報収集、連絡調整
日高振興局	情報収集、連絡調整
猟友会	捕獲活動
鳥獣保護管理委員	活動協力
田辺警察	情報収集、緊急時における活動協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、捕獲現場での処理や埋設を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲者が解体し、食肉として利用する。それ以外の食品、ペットフード、皮革としての利用等は現状では特になし。

(2) 処理加工施設の実施体制

特になし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

特になし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	みなべ町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
みなべ町	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
日高振興局	対策の実施指導、被害実態調査
紀州農業協同組合	対策の実施指導
猟友会各分会	捕獲の実施（銃猟、わな猟）
鳥獣保護管理員	情報収集、対策の実施指導
地域鳥獣害防止対策実施組織	防護柵の管理、設置効果調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

既存の体制（猟友会への依頼）により、捕獲を継続していくが、鳥獣被害対策実施隊については今後検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

みなべ町鳥獣被害対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や中山間集落協定組合、各地区等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、地域をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。